明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約（六）　二
〔省　令〕
○建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通六九）　二元
〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件の一部を改正する件（法務二九一）　三五
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約の効力発生に関する件（外務二八五）　三七
○防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件等の一部を改正する件（国土交通一〇九八）　三八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三九
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四一
地方公共団体
行旅死亡人関係　四七
会社その他
会社決算公告　四七

本号で公布された法令のあらまし

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約（条約第六号）

（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国政府とロシア連邦政府との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国においては所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税に、ロシア連邦においては団体の利得に対する租税及び個人の所得に対する租税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対する源泉地国における課税は、年金基金が受益者である場合には免除され、親会社が子会社から受け取る配当に対しては五パーセントを超えない税率により行われ、その他の配当に対しては一〇パーセントを超えない税率により行われる。利子及び使用料に対しては、源泉地国における課税は免除される。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一六条関係）

7　一方の締約国の居住者が受益者である退職年金等に対しては、当該退職年金等が他方の締約国内において生ずる場合には、当該他方の締約国においても課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。（第一七条～第一九条関係）